

[住民投票セミナー] 進行予定

(2014年2月23日 大阪市立中央会館)

- 16:00～ 開会の挨拶 (折田泰宏 弁護士 本会運営委員)
- 16:03～ セミナーの流れを紹介
- 16:05～ **日本における住民投票の動きを概説**—約25分— (塩見牧子 生駒市議)
- 条例の制定、改廃を求める直接請求の手続き
 - 議員・首長の解職、議会の解散を求める直接請求の手続き
 - 実施件数、条例制定件数、条例制定審議数
 - 提案者ごとの可決率、否決率
 - 案件、テーマの内訳
 - 常設型、実施必至型の住民投票条例
(個別案件ごとの住民投票条例との違いは?)
- 16:30～ **市民として住民投票条例制定を求め、
議員として制定、実施に努めた立場から** (村上 稔 元徳島市議)
- 自治法上の直接請求権の問題点
 - 最低投票率制 (50%ルール) の問題点
 - 住民投票実施前と実施後の議会・市長の姿勢、発言
 - 結果を具現化することの難しさ
- 16:50～ **実際に住民投票 (市町村合併) を執行した立場から** (村西俊雄 元米原町長)
- 永住外国人の投票を日本で最初に認める
 - 議会の同意をどのように取り付けたのか
 - 議員はこの住民投票にどうかかわったのか
 - 公開討論会、プレゼンテーションをどのように実施したのか
- 17:10～ **条例の中身と投票執行にかかわる法的な諸問題の解説** (武田真一郎 成蹊大教授)
- 住民投票に付することができる案件、できない案件とは
自治体の権限に属さない事項、自治体内の特定の地域に関する事項は、
対象外とすべきか
 - 無効訴訟、罰則規定の執行
- 17:25～ 休憩

17:30～ 本会が勧める実施必至型の住民投票条例について解説—約 30 分—（今井 一）

●投票資格者について

年齢は？定住外国人は？在留資格者についてはどう取り扱うか？

●実施必至型条例における発議者について

有権者の何パーセントの発議をもって有効とするか？

首長、議員の発議権を認めるのか？

●投票形式について

二者択一に限定すべきか？三択、四択でもいいのか？

●投票日について

選挙との同日投票をどう考えるか？

●成立要件について

投票率によるハードル（50%ルール）を設けることの妥当性

本会が絶対得票率でのハードルを勧める理由

18:00～ 参加者からの質疑と応答

※参加者のあらゆる疑問・質問に答えます。

18:30 閉会

.....

【講師陣の紹介】

- 村西俊雄** 元滋賀県米原町長、現愛荘町長、本会〔国民投票／住民投票〕情報室の元代表。永住外国人の投票権を日本で最初に認めたことで、国内のみならず国際的にも注目される。
- 村上 稔** 元徳島市議。2000年1月23日に実施された吉野川可動堰をめぐる住民投票条例の制定と実施・成立に尽力する。著書に『希望を捨てない市民政治』など。
- 武田真一郎** 成蹊大学法科大学院教授。専門は行政法。本会の現代表。徳島市で市民が直接請求した住民投票条例案を作成する。著書に『吉野川住民投票—市民参加のレシピ』など。
- 折田泰宏** 元京都弁護士会副会長、前日本マンション学会会長。元法制審議会区分所有法部会委員、徳島県汚職問題調査団員。著書に『マンション紛争の上手な対処法』（共著）など多数。
- 塩見牧子** 奈良県生駒市議。背任及びあっせん収賄の罪に問われ実刑判決を受けた市議会議長（当時）のリコール運動で重要な役割を果たす。本会の運営委員。
- 今井 一** 国内外の住民投票、国民投票に詳しいジャーナリスト。本会事務局長。著書に『住民投票』『住民投票Q & A』『市民が広げる議会公開』など多数。